

## 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要

### ( 1 ) 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の北部に位置している。

北は鳥海山を望み、東は出羽丘陵を背にし、南はほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面している。鳥海山、出羽丘陵から発した日向川、相沢川と最上川が、砂丘帯を貫き日本海に注いでいる。

また、酒田沖の北北西約 39 キロメートルには本県唯一の離島飛島があり、鳥海山とあわせて鳥海国定公園に指定されている。

### ( 2 ) 人口と面積

新市の人口は、昭和 55 年までは増加し 12 万 5,622 人になったが、その後減少に転じ、平成 12 年の国勢調査では 12 万 1,614 人となっている。

年齢三階層別人口の割合をみると、少子高齢化の進行により、年少人口の構成比率は昭和 55 年の 21.7 パーセントが、平成 12 年には 14.9 パーセントに減少し、老年人口の構成比率は昭和 55 年の 10.9 パーセントが、平成 12 年には 23.0 パーセントと増加している。

新市の区域は、東西約 55 キロメートル、南北約 48 キロメートルに及び、総面積 602.7 平方キロメートルとなっている。

土地の利用状況(平成 14 年利用区分別面積)では、山林が 366 平方キロメートルで約 61 パーセント、農用地が 129 平方キロメートルで約 21 パーセント、宅地が 29 平方キロメートルで約 5 パーセントとなっている。

### ( 3 ) 4 市町の沿革

酒田市は、昭和 8 年 4 月に市制を施行し、昭和 16 年 4 月に西平田村を編入、昭和 25 年 4 月に飛島村を編入、昭和 29 年 8 月には西荒瀬村を編入し、同年 12 月には東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村を編入し、現在に至る。

八幡町は、昭和 29 年 10 月に日向村、大沢村、一條村、観音寺村の 4 村が合併し八幡町になり、現在に至る。

松山町は、昭和 30 年 1 月に松嶺町、内郷村、上郷村の 1 町 2 村が合併し松山町

になり、現在に至る。

平田町は、昭和 29 年 8 月に南平田村、田沢村、北俣村の 3 村が合併し平田村になり、昭和 39 年 8 月に町制を施行し平田町になり、現在に至る。

#### ( 4 ) 4 市町の現況

酒田市は、いにしえより日本海海上交通の要として、また県内を縦貫する最上川舟運の要として発達してきた都市であり、「西の堺、東の酒田」とまでいわれた歴史ある港町である。戦前戦後を通じ港湾都市、商業都市として発展するとともに、近年は「世界に開かれた活力と夢のある個性豊かな交流都市」を目標に、対岸諸国との貿易・交流を通じて北東アジアの主要都市としての発展を目指している。

八幡町は、秀峰鳥海山の懐に抱かれた豊かな自然を背景として、農林業により発達してきたまちである。近年は、「自然が育む豊かな心 ふれあいの町」をテーマに、自然環境の保全と観光・地域間交流に力を入れている。近年設置された環境省の猛禽類保護センターは、自然環境に関する研究や学習の拠点施設であり、周辺の湯の台地区は、鳥海山登山者の観光、交流拠点となっている。

松山町は、城下町「松嶺町」を中心地域として発達してきたまちであり、多くの歴史遺産と城下町の風情が残る景観に恵まれ、近隣の地域の人々から親しまれてきたまちである。「自然の恵み 文化の薫り 輝きの町」をテーマに、まちなみ景観の保全と歴史文化の振興に力を入れており、町が主催する「阿部次郎文化賞」は、庄内地域を代表する文化顕彰事業となっている。

平田町は、庄内平野と出羽丘陵からなる農山村地帯であり、西側山間地には田沢川ダムを擁し、北庄内地域の水がめの役割を果たしている。また、基幹産業である農業においては、中学校の修学旅行の場としても活用される等、体験農業の先駆をなした地域であり、まちづくりのテーマも「緑と水 心ふれあう町」を目指している。近年は、酒田市との交通の利便性から、住宅団地や道路等の都市的機能の整備が進み、陸上交通の要の地域として注目されている。

このように、それぞれの地域の持つ歴史や特性を活かしたまちづくりが進められてきたが、八幡町、松山町及び平田町は、酒田市を包み込むというような位置関係から、通勤・通学、通院、買い物など、日常的な生活行動は行政区域を越え、酒田市を中心として相互に深く関わり合う圏域を形成している。

また、この地域は酒田港に加え、庄内空港や東北横断自動車道酒田線などの高速

交通網の整備が進み、国内外との交流拠点としての大きなポテンシャルと、庄内米をはじめとする豊かな農水産物、海、山、平野、そして砂丘等の豊富な自然資源を有している。このような立地条件のもと、酒田市及び八幡町、松山町、平田町は、互いに協力し合いながらまちづくりと人づくりを推進している。

#### ( 5 ) 廃置分合を必要とした理由

##### 地方分権時代に対応したまちづくりと行政能力の向上

近年のわが国の地方自治は、社会経済に係わる環境の変化の中で、住民に身近な行政は地方自治体が主体的に行うべきであるという地方分権の潮流の中、自治体により一層の行政能力の向上が求められている。

そのため、これまでも広域行政を展開している酒田市及び八幡町、松山町、平田町が合併することにより、スケールメリットを生かすことはもとより、それぞれの市町の地域特性を効果的に活用しながら諸施策を総合的に展開し、圏域全体の一層の振興と発展を可能とする必要がある。

##### 住民福祉の維持向上と行財政基盤の強化

住民の価値観やライフスタイル、就業形態等は多様化し、行政に対するニーズも変化しつつある。また、当圏域においても少子高齢化が進み、若者を中心とした生産年齢人口の減少に伴い様々な行政サービスの維持向上に係る財政負担が大きくなることが懸念されている。

こうした課題に適切に対応するためには、合併により一層簡素で効率的な行政体制の確立を図りながら行財政基盤を強化し、自治能力を高める中で、総合的な住民福祉の維持向上を目指していく必要がある。

##### 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化

交通・情報通信手段などの進展により、住民の生活行動や経済活動は、既存の行政区域の枠組みを越えて拡大し、日常的な交流がますます活発化している。

また、住民ニーズも多様化、高度化しており、生活基盤や環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く様々な分野においても、ますます広域的な取り組みが重要となってきた。

すでに、当圏域においては、酒田市及び近隣6町が一体となっており、ごみ処理や消防・救急業務などの一部事務組合を設置し広域行政を展開しているが、とりわけ酒田市及び八幡町、松山町、平田町においては、通勤や通学、買い物など、生活全般にお

いて結びつきが強く、経済圏、日常生活圏が一体化した一つの都市として成り立っている。これらのことから、酒田市及び八幡町、松山町、平田町が合併により行政体としても一つとなり、住民の生活圏等を基盤とした行財政運営を行うことが求められている。

#### (6) 廃置分合に至る経緯の概要

平成12年11月に山形県から「山形県市町村合併推進要綱」が発表され、また平成13年4月には「山形県市町村合併支援本部」が設置されたことなどにより市町村合併に関する調査研究が進められ、取り組みの気運が高まってきた。

平成13年8月には、庄内広域行政組合に庄内全14市町村長を構成員とする「庄内地域市町村合併研究会」が設置され、平成14年3月まで研究会を3回、助役による幹事会を3回開催し、庄内地域における合併問題の調査研究を行った。

その後、平成14年4月7日に酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町の市町長による「1市6町長懇談会」が開催され、1市6町での合併に関する基本的な考え方について話し合われた。これを受け、同年4月16日には合併担当課長による「1市6町合併研究会」が設置され、7回にわたり当面の調整項目のリストアップや課題事項の検討を行った。

同年8月6日には、庄内北部地域7市町により「庄内北部地域合併検討協議会」（酒田市、立川町、余目町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町）を設置し、5回の協議会を開催し、合併にかかる調査検討とともに法定協議会の設置に向けての準備を進めた。

この間、同年8月27日には山形県から合併重点支援地域の指定を受けている（その後、平成15年2月5日、7市町から5市町への合併重点支援地域の指定の変更）。

任意協議会での協議を受け、平成15年1月に各市町議会での法定協議会設置議案の議決を経て、2月1日に庄内北部5市町による「庄内北部地域合併協議会」（酒田市、遊佐町、八幡町、松山町、平田町で構成）を設置した。

庄内北部地域合併協議会は、18回開催した。新市建設計画及び事務事業調整については、事務局に10の専門部会と34の分科会を設置し作業を進める一方、協議会委員を6つの専門分野ごとの小委員会に配置し、計65回の協議を行い、慎重かつ丁寧な協議調整を図った。

また、協議会では、協議に並行し協議会だよりの発行、ホームページによる広報

活動を行い、構成市町においては、住民説明会及び研修会を開催し、住民の合併への理解を深める取り組みを行った。

第18回協議会において、遊佐町より庄内北部地域合併協議会からの離脱の表明がなされ、残る構成市町長の協議により、庄内北部地域合併協議会を休止状態とすることにした。

遊佐町を除く4市町においては、枠組みが変更になっても合併の意義、必要性については共通の認識であることから、同年11月15日までに4市町議会での法定協議会設置議案の議決を経て、同年11月16日に「北庄内合併協議会」(酒田市、八幡町、松山町、平田町で構成)を設置した。

北庄内合併協議会においては、庄内北部地域合併協議会で確認された調整方針の変更は必要ないとの合意を得て、協議経過を踏まえた効率的な協議会運営を行い、11月及び12月に集中的に協議を重ねた。

その結果、同年12月11日の第2回協議会においてすべての合併協定項目の調整方針が確認され、平成17年2月19日の第3回協議会においては、新市建設計画に関する山形県との協議結果が報告され、了承された。この間、協議会では、協議の進捗に併せ協議会だよりの発行、ホームページでの資料の公開など、合併関連情報の提供に努めるとともに、関係市町では住民説明会の開催や住民意向把握などを行った。

このような経過を経て、合併関連の計画策定及び事務事業調整などについて、構成市町で合意が整ったことから、同年2月19日に4市町長による合併協定書の調印を行った。

その後、同年3月3日に八幡町議会、3月4日に酒田市議会、3月7日に松山町議会、3月10日に平田町議会で合併関係議案が提案され、可決された。

これらを受け、同年3月14日に関連する協議書の調印を行った。